

アルコールを検知するとエンジンがかからない飲酒運転防止装置
『アルコール・インターロック』 累計出荷数 2330 台に

飲酒運転ゼロにむけての取り組みを行う東海電子株式会社（本社：静岡県富士市 代表：杉本 一成）より、アルコールを検知するとエンジンがかからない装置『呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置』（*）の普及状況（2017年12月末時点）をお知らせ致します。

1. 背景

点呼時のアルコール検知器使用義務化（2011年5月1日～）が施行されてから7年近くが経過しました。現在、法令上（別紙1）、トラック、バス、タクシーなど、8万を超える運輸・交通関連の全事業者は、必ずアルコール検知器を設備として事業所に備え、点呼時の酒気帯び確認にこれらを使用しなければなりません。つまり、路上でハンドルを握っているプロドライバーのうち、誰一人として、アルコール検知器を使用した点呼を受けてないドライバーは、存在しない筈です。

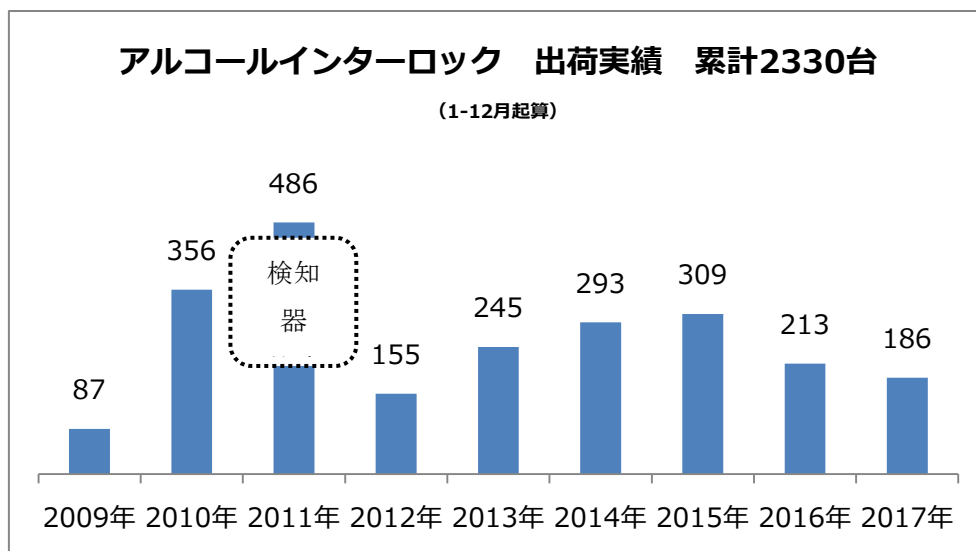
ところが、このように「プロドライバーによる飲酒運転ゼロ」を目指すべく前述のアルコール検知器義務付けが法令化されたものの、近年、ゼロに向かうどころか、下げ止まり、トラックにいたっては、ここ数年にわたって増加傾向にあります（別紙2）

2. 普及状況（アルコール・インターロックの出荷実績）

弊社は、2009年9月から、アルコールを検知するとエンジンがかからないようにする装置「アルコール・インターロック」を製造、販売しています。現在、「アルコール検知器」は、多種多様なものがありますが、「運転前に必ず呼気をチェックし記録を残し、検知したらクルマが動かない」、このような強制力のある検知器は、アルコール・インターロックのみです（別紙3）。

弊社では、この装置こそが、飲酒運転を「ゼロ」にするもっとも有効かつ近道であると認識しています。

この度、最新の出荷状況を取りまとめましたので、以下にお知らせ致します。



全日本トラック協会や各地ト協の助成制度がありながらも（別紙4）、ここ数年は、出荷実績が減少傾向にあります。別紙3にありますように、これは主に、スマートフォン接続型のアルコール検知器や、デジタルタコグラフに接続するタイプのアルコール検知器の普及、増加に影響されているものと思われます。

*アルコール・インターロック装置とは
呼気吹き込み式アルコール・インターロックは
エンジン始動時、ドライバーの呼気中のアルコール濃度を計測し、
規定値を超える場合にはエンジンを始動できないようにする装置です。



呼気吹き込み式アルコール・
インターロック装置

出典：国土交通省 アルコールインターロックの技術指針 平成24年4月4日

<http://www.mlit.go.jp/common/000207320.pdf>

北米やヨーロッパでは、主に、飲酒運転の違反者（一般ドライバー）に対して、法令で装着を義務づけるやり方が一般的です。一方、日本では、国土交通省が点呼におけるアルコール検知器の使用を義務付けたことから、数ある飲酒運転防止装置（いわゆるアルコール検知器）のうち、抑止力が高いために、アルコールインターロックを自主的に選ぶ企業がいらっしゃいます。

その数が、現在2330台ということになります。違反者向けのアルコール・インターロックの出荷実績数は世界中で約40万台と言われていれますが、企業が任意で活用するケースについての他国の明確な実績データはありません。



弊社のアルコール・インターロックを装着しているお客様は、このステッカーをトラックのボディに貼っています。高速道路やサービスエリアで見かけたら、是非、その企業の飲酒運転防止への真剣な取り組みに思いを馳せてみてください。

★★本件に関するお問い合わせ先、資料請求先★★

東海電子株式会社

〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル203号室

e-mail: info@tokai-denshi.co.jp URL : <http://www.tokai-denshi.co.jp>

貨物自動車運送事業法 輸送安全規則 7条4項

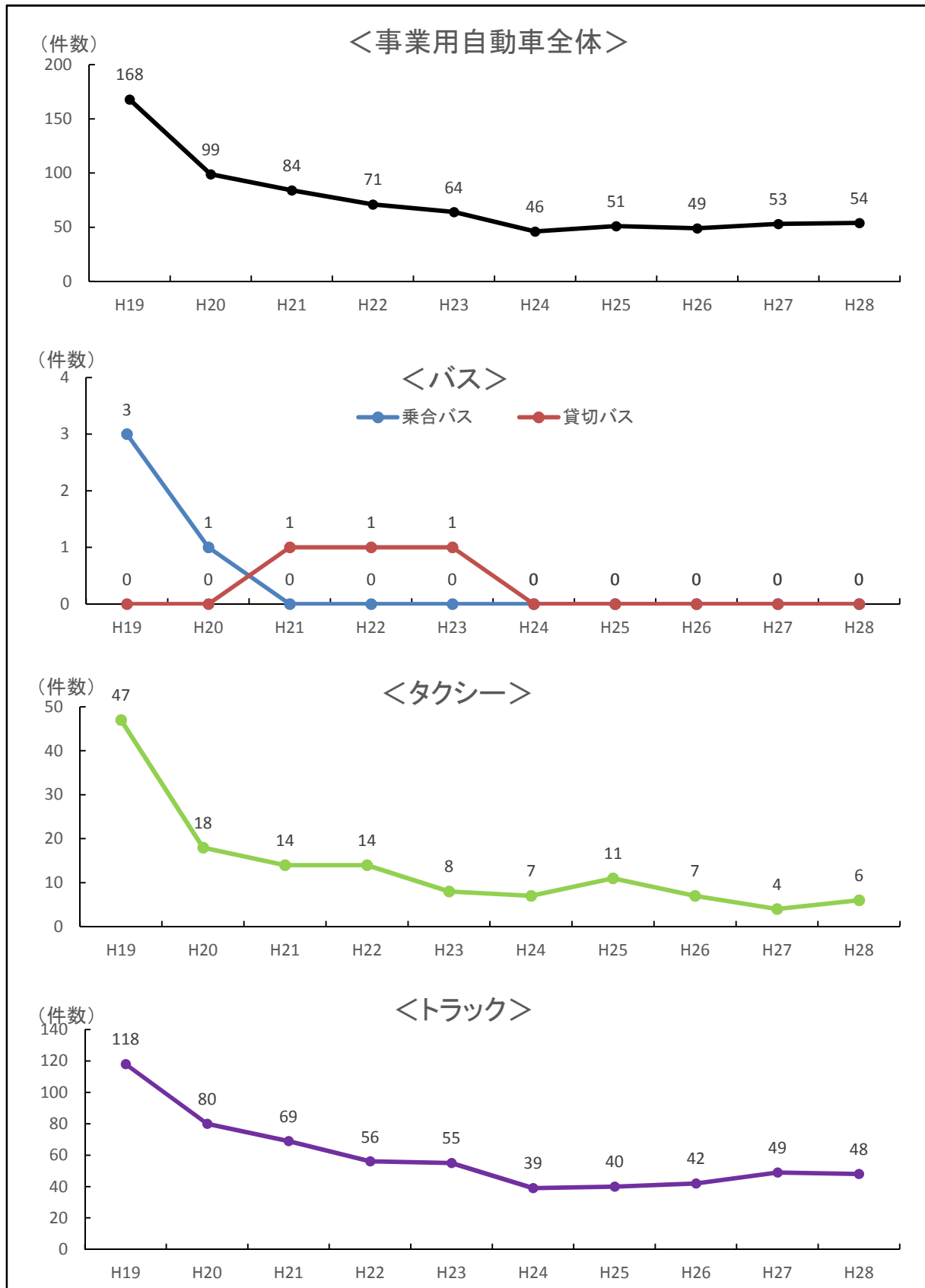
4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawid=402M50000800022&openerCode=1

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
（遠隔地における点呼に関して）

(6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、**又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ**、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む）で報告させることにより行うものとする。

飲酒運転による事業用自動車の交通事故



出典：(公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

飲酒運転抑止力 比較表

(アルコール検知器タイプごと)

検知器タイプ	形状	記録保存	クルマを止める機能	飲酒抑止力
簡易型	ハンディ型 小型	無し	×	低
記録型	据え置き型	PC・電子データ	×	普通
記録型	据え置き型	感熱ロール紙	×	普通
スマホ接続型	小型・ 持ち運び型	クラウドサーバー	×	普通
アルコール インターロック	車両装着型	PC・電子データ	○	高

各トラック協会のアルコールインターロック 助成金

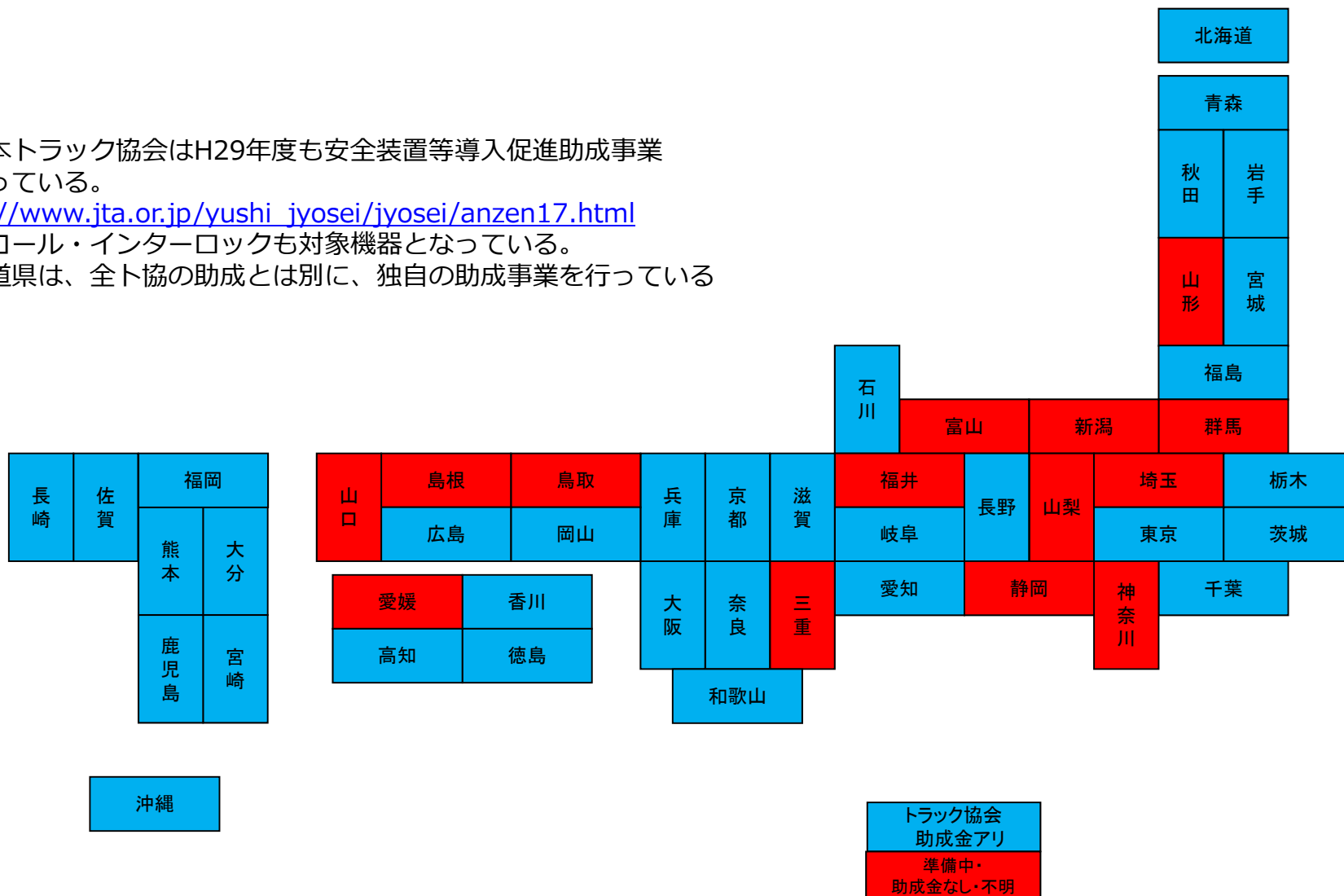
平成29年度は、70%の都道府県（33都道府県／47都道府県）で実施

全日本トラック協会はH29年度も安全装置等導入促進助成事業を行っている。

http://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/anzen17.html

アルコール・インターロックも対象機器となっている。

各都道県は、全ト協の助成とは別に、独自の助成事業を行っている



(出所：東海電子調べ、2016年11月時点)